

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して支給される主な支援等の課税関係について（一例）

課税判定	根拠等	消費税	実施機関	名 称	相談 ☎ダイヤル
課税	事業所得等に区分されるもの	不課税	国	・持続化給付金（事業所得者向け）	0120 279-292
				・家賃支援給付金	0120 653-930
				・雇用調整助成金	0120 60-3999
				・小学校休業等対応助成金	0120 60-3999
				・小学校休業等対応支援金	0120 60-3999
				・小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型（受付終了）・一般型）	029 224-2635
				・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型・グローバル展開型）	受付終了 (12/18)
			・IT導入補助金特別枠（C型）	受付終了 (12/18)	
			茨城県	・新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	受付終了
				・いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金	029 301-5472
	・茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金	029 301-5393			
	牛久市	・牛久市事業者支援金	029		
		・新型コロナウイルス感染防止対策補助金	873-2111 内線1521		
・牛久市持続化補助金		~1523			
一時所得に区分されるもの		国	・持続化給付金（給与所得者向け）	0120 279-292	
雑所得に区分されるもの		国	・持続化給付金（雑所得者向け）	0120 279-292	

課税判定	根拠等	消費税	実施機関	名 称	相談 ☎ダイヤル
非課税	支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの		国	・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）	0120 221-276
				・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）	
	新型コロナ特法が非課税の根拠となるもの		国	・特別定額給付金(新型コロナ特法4条2号)	受付終了